

TDM 施策推進アクションプログラムの改定（案）についてのご意見募集

県では、慢性化した交通渋滞をはじめとする交通問題の解決に向け、TDM（交通需要マネジメント）施策を総合的に推進する「TDM 施策推進アクションプログラム」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を改定することとしております。

プログラム改定においては、幅広く県民等から意見を募集し、多様な意見及び情報を把握する必要があると考えていることから、本プログラム案に対する県民の皆様からのご意見を下記により募集します。

記

1．意見募集の内容 「TDM 施策推進アクションプログラムの改定（案）」

2．意見募集期間 令和3年12月24日（金）～令和4年1月23日（日）

3．公表方法

（1）沖縄県企画部交通政策課のホームページ

（2）以下の場所での閲覧

沖縄県企画部交通政策課（県庁7階）

沖縄県行政情報センター（県庁2階）

宮古行政情報コーナー（県宮古事務所1階）

八重山行政情報コーナー（県八重山事務所1階）

閲覧時間 9:00～17:00（年末年始・土・日・祝祭日は閉庁となります。）

4．意見の提出方法

（1）意見書様式（WORD ファイル）に、住所、氏名（団体・グループの場合は団体・グループ名）及び連絡先を記入してください。

（2）提出方法は郵便、FAX 又は電子メールによるものとします。

（3）提出先は以下のとおりです。

郵便：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企画部交通政策課 あて

FAX：098-866-2448

電子メール：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

5．意見を提出する際の留意点

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 意見書には、住所、氏名（団体・グループの場合は団体・グループ名）及び連絡先を必ずご記入ください。明記していない場合には、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (3) ご意見の内容を確認するため、こちらから連絡をさせていただく場合があります。
- (4) ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による意見はお受けできませんので予めご了承ください。

6．意見の取扱

- (1) 提出いただいた意見の概要と、それに対する沖縄県の考え方について、後日、沖縄県のホームページで公表します。
- (2) ご意見を提出された方又は団体に対して、直接の回答は致しませんので、ご了承ください。
- (3) 今回の意見提出の際にご記入いただいた個人・団体等の住所、氏名、連絡先の情報は公表しません。

7．お問い合わせ先

沖縄県企画部交通政策課担当： 西里

T E L : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 0 4 5

F A X : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 4 4 8

電子メール： aa015500@pref.okinawa.lg.jp